

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年7月から53年3月まで

私が、昭和53年7月にA町（現在は、B市）役場で夫婦二人の国民年金加入手続をした時に、同職員から「国民年金保険料を2年分さかのぼって納付しませんか。」と勧められたので、夫婦二人分の納付書を作成してもらった。2年分の国民年金保険料は母から借金をして金融機関において一括で納付した。

申立期間について国民年金保険料が未納の記録になっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年7月ごろにA町役場において、夫婦二人で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付したと主張しているところ、B市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月4日に払い出されていることが確認できるとともに、この時点では、申立期間はまだ時効が到来しておらず、国民年金保険料を納付することは可能である上、申立人が同年7月31日に51年4月から同年6月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、その直後の期間である申立期間の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人は、昭和53年7月ごろに51年4月から53年3月までの24か月分の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関において納付したと主張しており、申立期間について納付すべき国民年金保険料額は、申立人が納付したと主張する金額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から53年3月まで

妻が、昭和53年7月にA町（現在は、B市）役場で夫婦二人の国民年金加入手続をした時、同職員から「国民年金保険料を2年分さかのぼって納付しませんか。」と勧められたので、妻が二人分の納付書を作成してもらい、2年分の国民年金保険料を金融機関において一括で納付した。

申立期間について国民年金保険料が未納の記録になっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和53年7月ごろにA町役場において、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付したと主張しているところ、B市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月4日に申立人に払い出されていることが確認できるとともに、この時点では、申立期間はまだ時効が到来しておらず、国民年金保険料を納付することは可能である上、申立人が同年7月31日に51年4月から同年6月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、その直後の期間である申立期間の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人は、昭和53年7月ごろに51年4月から53年3月までの24か月分の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関において納付したと主張しており、申立期間について納付すべき国民年金保険料額は、申立人が納付したと主張する金額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年9月及び同年10月

申立期間は失業中だったが、平成6年11月に勤務先が決まり、気になっていた国民年金への再加入手続のため、妻にA市B区役所へ行ってもらった。妻は、私たち夫婦二人分の年金手帳を同区役所に持参して、二人分の国民年金保険料を納付し、所持していた年金手帳に国民年金被保険者資格取得日及び喪失日に係る記載をしてもらった。

申立期間について、妻の分の国民年金保険料のみが納付済みの記録となっており、私の分が未納の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、社会保険事務所の記録から、申立期間の前後の期間において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付日が判明する平成10年7月から11年3月までの期間はすべて同一の納付日であることが確認でき、申立人とその妻の国民年金保険料の納付行動は、同一であったものと推認される。

さらに、同記録により、申立人の妻は、昭和51年4月に国民年金に任意加入した以降の国民年金加入期間について、申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続を複数回にわたり適切に行っていることが確認でき、国民年金への理解が深かったものと考えられるところ、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の国民年金保険料についても一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 7 月まで

昭和 62 年 8 月、A市において夫婦で自営業を始めたが、創業後すぐは資金も乏しく、知識や時間もなかったため、国民年金の加入手続はしていなかった。

平成元年 8 月ごろ、今の自宅兼職場に移転した。そのころ、A市国民年金保険料徴収員の方が職場に来られ、保険料を未納にしていると年金がもらえなくなるから保険料を払うよう言われたため、私の分の国民年金の加入手続と夫婦二人分の保険料口座引落としの手続をしてもらった。将来の分は口座から引落としができるが、過去の分はできないとのことだったので、毎月集金にきてもらって、過去の分を払って行くこととし、夫婦で一人当たり数千円ほどを毎月その徴収員の方に現金で渡した。

2年間ずっとその同じ方が職場に来て下さり、その都度領収書を受け取ったが、領収書は紛失したし、その方の名前も記憶していない。現金で払った期間が未納となっているので、納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、A市国民年金徴収員が自宅兼職場に回ってくるようになったとされる平成元年8月以降は納付済みとされているところ、国民年金徴収員の役割は、未納者から現年度の国民年金保険料を集金し、市町村の保険料収納率を高めることであるため、国民年金徴収員は申立人夫婦と接触した時点で、申立期間のうち自らが集金することができる同年4月以降の国民年金保険料について納付を勧め、申立人から保険料を徴収したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申立人夫婦が A 市国民年金徴収員と初めて接触したと見られる同年 8 月の時点では、過年度納付となるが、国民年金徴収員は過年度保険料を徴収することはできないこと、及び申立人提出の預金通帳の写しによれば、二人分の保険料が引落としされているのは、2 年 7 月 30 日からであり、それ以前の期間については、保険料の引落としが無いこと、又は残金不足で一人分の保険料しか引き落とされていないことが確認できるにもかかわらず、社会保険庁の納付記録では、申立人夫婦の元年 8 月から 2 年 6 月までの期間は納付済みとされていることから、この間の国民年金保険料は国民年金徴収員によって収納されたと推認され、申立人は、この間の保険料の徴収を過年度保険料の徴収と誤認している可能性は否定できない。

また、申立人が申立期間のうち昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 7 月まで

昭和 62 年 8 月、A市において夫婦で自営業を始めたが、創業後すぐは資金も乏しく、知識や時間もなかったため、国民年金の加入手続はしていなかった。

平成元年 8 月ごろ、今の自宅兼職場に移転した。そのころ、A市国民年金保険料徴収員の方が職場に来られ、保険料を未納にしていると年金がもらえなくなるから保険料を払うよう言われたため、夫の分の国民年金の加入手続と夫婦二人分の保険料口座引落としの手続をしてもらった。将来の分は口座から引落としができるが、過去の分はできないとのことだったので、毎月集金にきてもらって、過去の分を払って行くこととし、夫婦で一人当たり数千円ほどを毎月その徴収員の方に現金で渡した。

2年間ずっとその同じ方が職場に来て下さり、その都度領収書を受け取ったが、領収書は紛失したし、その方の名前も記憶していない。現金で払った期間が未納となっているので、納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、A市国民年金徴収員が自宅兼職場に回ってくるようになったとされる平成元年8月以降は納付済みとされているところ、国民年金徴収員の役割は、未納者から現年度の国民年金保険料を集金し、市町村の保険料収納率を高めることであるため、国民年金徴収員は申立人夫婦と接触した時点で、申立期間のうち自らが集金することができる同年4月以降の国民年金保険料について納付を勧め、申立人から保険料を徴収したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申立人夫婦が A 市国民年金徴収員と初めて接触したと見られる同年 8 月の時点では、過年度納付となるが、国民年金徴収員は過年度保険料を徴収することはできないこと、及び申立人提出の預金通帳の写しによれば、二人分の保険料が引落としされているのは、2 年 7 月 30 日からであり、それ以前の期間については、保険料の引落としが無いこと、又は残金不足で一人分の保険料しか引き落とされていないことが確認できるにもかかわらず、社会保険庁の納付記録では、申立人夫婦の元年 8 月から 2 年 6 月までの期間は納付済みとされていることから、この間の国民年金保険料は国民年金徴収員によって収納されたと推認され、申立人は、この間の保険料の徴収を過年度保険料の徴収と誤認している可能性は否定できない。

また、申立人が申立期間のうち昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、46 年 4 月から同年 5 月までの期間及び同年 9 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料は母親が集金人に納付し、私の国民年金手帳にも検認印が押されている。

昭和 46 年 4 月、同年 5 月及び同年 9 月は、厚生年金保険に加入したが、この期間についても重複して国民年金保険料を納付した。

国民年金手帳の記録では国民年金保険料の納付を昭和 46 年 4 月から開始しているのに、同手帳にはそれ以前の同年 1 月に還付したとの押印があり、不合理である。

また、還付したという理由で、昭和 46 年 6 月から同年 8 月までの期間が国民年金の未加入期間となったと思われ、このため不利益を受けている。

申立期間について、保険料の還付を受けた記憶は無く、昭和 46 年 4 月、同年 5 月及び同年 9 月の国民年金保険料を還付するとともに、未加入期間となっている同年 6 月から同年 8 月までを納付済みの記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の記載により、当該手帳が昭和 46 年 4 月 15 日に交付されていることが確認できるとともに、当該手帳の検認記録、及びA市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間のうち、同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は同年 7 月 15 日に、同年 7 月から同年 9 月までの保険料は同年 10 月 15 日にそれぞれ納付されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和 46 年 4 月から同年 5 月までの期間及び同年 9 月については厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、当該期間の国民年金保険料は重複納付されていることがうかがえるが、A 市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳において、申立期間の国民年金保険料がいったん納付された後、申立期間の国民年金保険料を還付したことを示す記載があるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の検認欄に還付したことを示す押印が認められる。

しかしながら、当該被保険者名簿及び特殊台帳において還付金額及び還付決定日についての記載が無いこと、当該社会保険事務所は申立期間に係る還付整理簿を保存していないこと、及び申立人が所持する国民年金手帳上の検認欄への還付を示す押印は、申立期間当時の当該社会保険事務所及び A 市役所において使用されていたことが確認できない上、当該押印の日付は当該手帳発行前の昭和 46 年 1 月 6 日となっていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月から同年 8 月までの期間については、申立人は被用者年金に加入しておらず、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、46 年 4 月から同年 5 月までの期間及び同年 9 月の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金に加入した時期や場所は憶えていないが、A 市 B 区に住所を定めていた時に申立期間の国民年金保険料を自分で納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料の月額はおぼえており、私の国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す(納)の押印があるので、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 45 年度国民年金印紙検認記録欄に「他の基礎年金番号より充当（番号払出し誤り）(納) 充当」の押印があることから、国民年金手帳記号番号の払出しの誤りにより、申立人が納付した申立期間の国民年金保険料が、申立人とは別の国民年金手帳記号番号を持つ被保険者（別人）が納付したのものとして誤って記録されていたことが判明したため、申立人の申立期間の納付記録として訂正（充当）することにより、A 市 B 区役所において、申立期間を納付済期間として取り扱っていたものと考えられる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録（オンライン記録及び特殊台帳）では、申立期間が納付済みとされた形跡がない上、申立期間直後の昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録に記載された納付記録と特殊台帳に記載された納付記録が相違することから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる形跡が見当たらない上、当該期間の国民年金保険料額は、申立人が納付したと主張する金額と一致していることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間の国民年金保険料は、6 か月から 1 年の単位で納付しており、申立期間①の国民年金保険料は A 市から B 区へ転居する前に、申立期間②の国民年金保険料は B 区から C 市へ転居する前に、それぞれ未納期間の保険料を一括して納付した。当時の領収書は所持していないが、確実に納付していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は 6 か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料はすべて納付されている。

また、当該期間において、申立人には住所等に変更は無く、当時の生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和 52 年 5 月ごろに払い出されたことが推認され、この時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 市役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの 24 か月分の国民年金保険料を同年 5 月 28 日

に過年度納付していることが確認でき、この時点で、過年度納付が可能な時期までさかのぼって国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年1月16日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月16日から同年2月1日まで
② 平成9年2月1日から11年5月20日まで
③ 平成13年11月1日から14年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間①については、社会保険事務所の記録では、平成9年2月から厚生年金保険の被保険者とされているが、実際の入社日は同年1月16日であり、同年1月分から保険料を控除されているようなので、被保険者資格取得日を訂正してほしい。

また、社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について確認したところ、当該事業所に勤務していた申立期間②については、保管している給与支払明細書の支給額と相違しており、B社に勤務していた申立期間③については、給与支払明細書は紛失しているものの、固定給であったにもかかわらず、標準報酬月額が大きく変動している。納得がいかないため、両申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は平成9年1月16日にA社に入社したと申し立てているところ、申立人が提出した同年1月分の当該事業所に係る給与支払明細書の記載から、申立人が同年1月16日から当該事業所に勤務していることが確認でき、申立人が所持する当該事業所に勤務していた全期間の給与支払明細書の記載から、当該事業所の厚生年金保険料控除方法は翌月

控除であったと考えられ、申立人の同年2月分の給与から保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成9年2月分の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成14年5月1日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 A社に勤務していた申立期間②については、申立人が所持する当該期間に係る給与支払明細書から、申立人が主張するとおり、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を上回っていることは確認できる。

しかしながら、当該給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額（18万円）と社会保険庁の記録における標準報酬月額は一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められず、事業主は、当該期間について、申立人の給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、当該事業所は、上記のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡している上、当該期間に当該事業所の被保険者であったことが確認できる同僚（標準報酬月額は申立人と同額）に照会したものの宛先不明のため供述を得られず、厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 B社に勤務していた申立期間③については、申立人と同時期に同様の標準報酬月額となっている同僚4人のうち、死亡している一人を除く3人から、それぞれ「申立期間当時、給与額や雇用形態等が変わったということは無かったが、給与の遅配があり、当該事業所の経営状況は苦しかった。」、「保険料の滞納を解消するための経理操作が行われていたと聞いている。」との供述は得られたが、社会保険事務所には、当該事業所に係る保

険料の滞納に関する資料は無く、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、当該事業所は、平成 14 年 12 月 31 日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び経理担当者二人に照会したものの、回答は得られず、厚生年金保険料控除の事実について確認することはできないが、上記の同僚の一人から提供を受けた申立期間直後の同年 8 月から同年 10 月までの給与支払明細書に記載されている保険料控除額から算出した標準報酬月額（11 万 8,000 円）と社会保険庁が管理している当該同僚及び申立人に係る標準報酬月額は一致していることから、事業主は、当該期間について、申立人の給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと推認される。

4 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月12日から同年4月1日まで

私は、昭和25年3月1日にA社C本店に入社し同社C本店に勤務していたところ、同社B支店の同じ業務担当係の従業員が退職することになり、26年3月12日に急遽、同社B支店に転勤した。ところが、同社B支店での厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年4月1日となっており、社会保険事務所の記録では同年3月は厚生年金保険の未加入期間となっている。

入社から定年まで継続してA社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びA社B支店の複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年3月12日にA社C本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

昭和47年4月1日付けで合併前のA社C工場から同社D工場に異動になったが、同社C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年3月31日と記録されている。資格喪失日を同年4月1日とするところを事務処理の誤りで同年3月31日とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録、B社が発行した申立人の在籍証明書、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の同僚の異動記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年10月1日に、また、同社における資格取得日に係る記録を41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、39年9月は2万円、41年8月から同年10月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月14日から同年10月1日まで
② 昭和41年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していたが、出向社員としてB社（申立期間当時、同社はA社の関連会社）に2年程度勤務し、A社に復職した。この間、給与は1か月も欠けることなく受給しており、社会保険料はもちろん控除されていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した辞令簿、同事業所及びB社に係る雇用保険被保険者記録並びに同僚等の供述から判断すると、申立人は、両事業所に継続して勤務し（昭和39年9月14日にA社からB社に出向し、41年8月1日に同社からA社に復職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、2万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における41年11月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」

と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月23日から同年3月1日まで

A社本社から同社B支店に異動した時の厚生年金保険の加入記録が1か月無い。

同社に継続して勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社が保管している職務経歴書及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年2月23日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、「根拠となる資料等が無いので不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和57年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月31日から同年9月1日まで

昭和57年8月31日にA事業所を退職しているのに、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録になっている。同年8月の給与明細書には厚生年金保険料が控除されたことになっており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和57年8月分の給与明細書、同年分退職所得の源泉徴収票及び公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人がA事業所に同年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和57年7月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関係資料が保管されておらず不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和57年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、昭和45年12月から46年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、同年3月の厚生年金保険料を納付する義務は、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年4月1日まで

A社は昭和46年3月31日に倒産したが、私は同社が倒産する日まで勤務していた。また、厚生年金保険料は給与から退職月まで控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和46年2月の給料支払明細書、45年12月から46年3月までの期間の賃金支給総括表及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同年3月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和45年12月から46年3月までの期間の賃金支給総括表記載の厚生年金保険料控除額から積算される標準報酬月額から、8万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A社が適用事業所でなくなったのは昭和46年3月31日であるが、法人登記簿により、同事業所は同年4月6日に解散していることが確認できる上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同年3月31日現在の被保険者資格喪失者数

及び複数の同僚の供述によれば、当該事業所は、同日において5人以上の従業員を雇用していたものと認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立期間のうち、昭和45年12月から46年2月までの期間における申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、当該事業所の当時の役員は、「納付したかは不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、昭和46年3月における事業主の申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所へ適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1230

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 2 月 21 日まで

勤務していたA社は取引先の倒産に伴い連鎖倒産した。同社では、社長が厚生年金保険料の未納分を無くすために、社員の標準報酬月額をさかのぼって訂正していたことを後日知った。私は標準報酬月額の遡及訂正そきゆうに同意したことはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 30 万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 10 年 2 月 21 日）の後の平成 10 年 3 月 23 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が 8 年 4 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月31日から同年11月2日まで

昭和37年にB社の関連会社であるC社に入社後、定年までB社及びその関連会社に継続して勤務していた。

申立期間はC社からA社に転勤した時期に当たっているが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、申立期間の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書により、申立人がB社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月25日から同年4月1日まで

昭和34年6月にA社（現在は、B社）に入社し、平成9年3月31日に定年退職するまで継続して勤務したが、昭和43年4月1日にC社に出向した前月の1か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。給与の支払方法等については変更が無く、保険料を控除されていたと思われるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同僚の供述により、申立人が同社を定年退職するまで一度も退職することなく継続して勤務していたことが推認できる。

また、B社は、「昭和43年4月1日付けの当社の子会社であるC社への出向と思われ、転勤に伴う休暇が一週間認められており、当時の担当者が最終出勤日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日にしたと思われる。」と回答しており、「根拠となる資料は無いが、労働条件、勤務形態、勤務の継続性・一体性等の観点及び周辺事情より判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除されていたと推認できる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A社における申立人の資格喪失日が社会保険事務所の記録どおりの昭和43年3月25日と届け出られていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月まで

国民年金制度が始まったのは、長男を出産してすぐのころだったが、同じ団地に住んでいる A さんという方が勧めてくれて、夫とも相談して国民年金に加入した。国民年金保険料は、集金に来てくれる方に毎回現金で渡しており、納付するたびにブルーで印刷した用紙にミシンの切り目がついた領収書を現金と引換えにもらっていた。国民年金手帳は受け取っていない。

その時の領収書の控えや家計簿は見当たらないが、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況についてはよく記憶している。国民年金保険料が未納とされている申立期間の記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、昭和 52 年 6 月 6 日にあらかじめ社会保険事務所から B 市役所に払い出されていた国民年金手帳記号番号が、申立人が同年 7 月 18 日に国民年金に任意加入手続を行ったことに伴い、申立人に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は「国民年金手帳を受け取っていない。」と主張しているものの、B 市は「国民年金への加入手続の際に国民年金手帳を渡さないということとはなかったと聞いている。」と回答しており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間は 109 月と長期間であり、B 市役所及び社会保険事務所が、国民年金の加入記録及び申立期間のすべての国民年金保険料の納付記録を誤ったとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年4月まで

A市にある会社を退職した時に年金手帳やその他の手続に必要な書類をもらい、平成6年2月3日に妻と一緒にB市C区役所に行き、夫婦共に国民年金の加入手続を申し出た。

妻の国民年金保険料の3か月分については、家計の都合で過年度払いになったが、私の分は、平成6年3月から6月までに納付している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、平成18年10月17日に行われており、それ以前に国民年金に加入した記録及び国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が国民年金に加入した時点においては、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成6年2月3日に、夫婦共にB市C区役所において国民年金の加入手続を行ったと供述しているが、申立人の妻の年金手帳には国民年金の加入記録及び住所変更の記載が認められるものの、申立人の年金手帳には、同様の記載が認められない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立人は、申立人の妻がカレンダーに「BK」と記載した日が国民年金保険料を納付した可能性が高い日と供述しているが、銀行名、納付した保険料額等の記憶は曖昧であり、このほか申立人及び申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から54年3月まで

私は、昭和44年4月にA区に移り住んだときに、仕事はしていなかったが、国民年金保険料は納めなくてはいけないと思い、A区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めた。その後に転居したB県C市では、数か月分の国民年金保険料をまとめて納めた記憶がある。

今は、申立期間当時の国民年金保険料を納付したことを示す資料はまったく持っていないが、国民年金保険料を納付したことは間違いない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足の昭和35年10月にD市及び54年7月にC市で払い出されていることが確認できるものの、D市で国民年金手帳記号番号が払い出された際の記録では、申立人は36年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、同資格が再取得された形跡は見当たらず、申立人は54年7月にC市で新たに払い出された国民年金手帳記号番号により同年4月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、昭和54年4月に国民年金任意加入被保険者として資格を取得していることから、申立期間は、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間である上、C市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳では、同年3月以前の期間については、いずれも納付することができないことを示す「納付不要」と記録されている。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料納付についての申立人の記憶は曖昧である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年5月から 47 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年5月から 47 年3月まで

私は、昭和 44 年ごろ会社を辞め帰省し、家業に就き、厚生年金保険から国民年金に切り替えて、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。

国民年金への加入手続や保険料の納付は、亡くなった母が行ってくれていたが、母の性格からして納付を怠ることは考えにくく、また、申立期間の時期は、地区ごとに税金、国民年金保険料、国民健康保険料等を集金していたので、国民年金保険料のみ納付していないとは考えにくい。

社会保険庁の当初の記録では、昭和 45 年5月から 50 年7月までの期間が未納の記録となっていたため、社会保険事務所に調査を依頼したところ、47 年4月から 50 年7月までの国民年金保険料が納付されている記録が平成 18 年 11 月 6 日に判明したが、それ以前の申立期間が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の被保険者の記号番号の払出時期及びA市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄に「47.10.5 届 加入」の記載が確認されることからみて、昭和 47 年 10 月 5 日であると推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付となるが、申立人が納付したとする地区の納付組織では、過年度の国民年金保険料を収納することはできなかつたものと考えられる上、申立人において過年度納付及びその後の特例納付実施時期において申立期間の国民年金保険料を一括納付したとの主張は無く、A市役所が保管する申立人に係る

国民年金被保険者名簿の昭和 47 年度の国民年金保険料納付記録欄において、同年度の国民年金保険料が昭和 47 年 10 月に収納されたことを示す検認印が押されていることから、申立人は同年 10 月に国民年金に加入し、昭和 47 年度の国民年金保険料の納付を昭和 47 年 10 月から開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成元年 9 月までの期間及び 4 年 10 月から 5 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月から平成元年 9 月まで
② 平成 4 年 10 月から 5 年 5 月まで

私は、昭和 63 年の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 1 か月後ぐらいに国民年金への加入手続をした。

申立期間当時は失業状態にあり、母及び私たち夫婦の病気治療に健康保険証が必要であったため、国民健康保険に加入したもので、その際に併せて国民年金にも加入し、申立期間のうち一部の国民年金保険料を納付したつもりである。

国民年金への加入手続についての明確な記憶は無いが、社会保険事務所か A 市 B 区役所のどちらかで同手続を行ったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから同資格を再取得するまでの期間であり、国民年金保険料を納付するためには国民年金への切替手続が必要であるものの、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者資格取得日は記載されていない上、同手続が行われたこと、及び申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、A 市 B 区役所において申立人及びその母親が国民健康保険に加入した記録は確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いとともに、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付方法、納付金額等について明確な記憶は無く、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、

ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1502

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 53 年 3 月まで

A 町役場の国民年金担当者から、「過去に未納になっている国民年金保険料を今、納付すれば、それらの未納分が納付したことになる。」と言われて、昭和 48 年から 52 年までの間に、それまで未納になっていた国民年金保険料を一括して納付したのに、申立期間が未納の記録になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 48 年から 52 年までの期間に一括で納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 1 月に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該社会保険事務所が保管する特殊台帳により、昭和 37 年 11 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料が第 3 回特例納付実施期間の最終月の 55 年 6 月に特例納付されていることが確認でき、この時点で、37 年 11 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料を特例納付すると、申立人が 60 歳に達するまでの国民年金加入期間に国民年金保険料をすべて納付した場合の保険料納付済期間は合計で 225 月となり、これに厚生年金保険被保険者期間の 80 月を合算すると 305 月となることを踏まえると、申立人は、国民年金受給資格要件の 300 月を満たすために不足する国民年金加入期間についてのみ保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、一括納付したと主張する国民年金保険料額は、仮に第2回若しくは第3回の特例納付で申立期間を納付したとする保険料額とは大きく相違しているなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から同年12月まで
第一子が誕生した時に、母から国民年金への加入を勧められたため、A市で国民年金に任意加入した。申立期間当時の国民年金保険料は3か月ごとの納付であり、忘れてはいけないと思い、3か月の最初の月に納付するようにし、領収書は綴じていた。平成9年に社会保険事務所で、娘が私の年金の請求手続をした際、国民年金手帳や領収書を確認したところ、昭和47年当時、国民年金保険料を重複納付していたことが判明したことから、保険料を還付されたことがある。同時に未納期間が無いことを確認したため、国民年金手帳や領収書は処分してしまった。厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時は、すぐに国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付したものだと思っていたので、6か月も未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和47年1月18日に国民年金に任意加入し被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から45年2月まで

父が国民年金に加入した時、短期大学の学生であった私の国民年金への加入手続も一緒に行い、父が私の申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が国民年金へ未加入とされていることに納得できない。

なお、私は昭和44年3月に短期大学を卒業してから就職するまでは家業の手伝いをしていた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年12月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、父親が両親の国民年金への加入手続と一緒に、申立人の加入手続をしたと主張しているが、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和42年3月ごろに連番で払い出されていたものと推認され、この時点で、申立人は20歳に達しておらず、国民年金へは加入できなかった時期であることから、申立人の主張は不自然な点が見受けられる。

さらに、A市B区の戸籍の附票から、申立人は昭和56年3月に同市C区Dに住所を定めたことが確認でき、その住所が申立人の所持する年金手帳の1行目に記載されていることから、申立人の国民年金への加入時期は同住所地に居住していた時であったことがうかがわれるなど、ほかに申立期間に係る国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする父親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年2月まで

集金人を通じて60歳から国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に自宅で手渡していたが、ねんきん特別便を見て納付済みの記録でないことを初めて知った。任意加入時に集金人から「加入手続はこちらでします。領収書は出ません。」と言われた。国民年金保険料は市の委託集金人に納付していたので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人が平成5年8月31日に国民年金被保険者資格を喪失したことは確認できるが、その後、国民年金へ任意加入した形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする集金人は、A市役所への照会及び本人への聴取の結果から、当時、同市から委託された集金人であったことは確認できるものの、その集金人からは、申立期間の国民年金保険料を申立人が納付していたことを裏付ける供述は得られず、さらに、A市B区役所では、「当時の国民年金への任意加入手続は本人が国民年金関係届を提出するのが原則であり、代理人が手続するためには委任状が必要である。」としており、申立人は、国民年金への任意加入手続を委託したとする集金人に委任状を渡したことも印鑑を預けたこともないと供述していることを踏まえると、申立人が申立期間に係る国民年金への任意加入手続を行ったものとは考えにくい。

さらに、申立人が60歳到達後に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 19 日から 19 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間における標準報酬月額が実際に支給されていた給与と比較して著しく低く設定されているので、支給されていた給与に見合った標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に係る平成 11 年 7 月から 19 年 5 月までの期間の給与明細書（ただし、平成 13 年 11 月及び同年 12 月を除く。）によれば、申立人が受け取っていた給与総支給額は、申立期間のうち勤務開始月（平成 11 年 7 月）及び勤務最終月（平成 19 年 5 月）を除いて、おおむね 36 万円余で推移しており、また、勤務開始月は月の途中からの勤務開始であるが、当該月の給与明細書のメモから判断して、月の初日から勤務を開始していれば総支給額が 35 万円余になっていたものと推測されるため、申立期間における各月の給与支給総額から算出される標準報酬月額は 36 万円であると認められる。

しかしながら、上記給与明細書における厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額は、申立期間において 22 万円であることが確認できる。

また、申立期間においてA社での被保険者記録を有する同僚 9 人のうち 8 人については、当該被保険者期間のすべての標準報酬月額が、申立人の申立期間における標準報酬月額と同額の 22 万円となっており、当該 8 人の他事業所での被保険者期間における標準報酬月額がおおむね 30 万円以上で推移していることから判断すると、事業主は、各被保険者に支給していた給与総支給額から算出される標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を届け出していた可能性がうかがえるところ、事業主は、「当時の実態として、適切な処理ではないものの、

従業員から手取り額に係る希望を確認し、経営状態を勘案のうえで標準報酬月額を決定した。申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額については、給与明細書のとおりである。」と回答している。

さらに、被保険者資格記録照会回答票により、申立人及び上記同僚8人のうちの3人に係る社会保険事務所における被保険者資格取得、同資格喪失及び標準報酬月額変更の処理状況について確認したところ、いずれについても、該当日から1か月以内に処理されており、いったん決定した記録をさかのぼって訂正・取消する等の処理も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年から34年5月まで

申立期間においてA社で運転手として勤務していたが、60歳の時に社会保険事務所で年金の加入記録を照会したところ、「A社で勤務したときの加入記録は無い。」と言われた。

厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できた複数の同僚が、申立人が同事業所で勤務していたことを供述していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び経営に携わっていたと思われる事業主の親族3人も死亡により供述及び関連資料は得られない上、同僚の供述から厚生年金保険関係の事務担当であったと考えられる事務員二人も死亡又は連絡先不明により供述及び関連資料が得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人を当該事業所に紹介した、事業主の親族でもある同僚は、

「自分自身も勤務開始から7年近く厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述しており、上記被保険者名簿から名前が確認できた元課長は、「一般論として、従業員の選択により、厚生年金保険の加入手続きが行われた可能性がある。」と供述している上、同僚が申立人と同じ時期に当該事業所で運転手をしていたと供述する者について、上記被保険者名簿において記録が確認できないことから判断すると、事業主は、従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで
② 平成 11 年 8 月 1 日から 15 年 5 月 1 日まで

申立期間においては、毎月 30 万円前後の給与を受け取っていたにもかかわらず、記録されている標準報酬月額が著しく低額になっていることには納得できないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 11 年 7 月から 13 年 4 月までの期間において支給された給与額が記載された申立人所持の預金通帳の写しから、申立人が申立期間②の少なくとも一部の期間において、申立人が主張する 30 万円前後の給与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①に係る平成 9 年 3 月 1 日の標準報酬月額の月額変更は同年 4 月 4 日に、また、申立期間②に係る 11 年 8 月 1 日及び 12 年 10 月 1 日の標準報酬月額の月額変更は、それぞれ 11 年 9 月 7 日、12 年 9 月 5 日と対象月の前後おおむね 1 か月以内に処理されており、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立期間①において A 社での厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚 9 人の全員、及び申立期間②において同社における被保険者記録を有する同僚 8 人のうちの 6 人の標準報酬月額が、いずれも前後の他事業所での被保険者期間における標準報酬月額と比較して明らかに低い額で届けられている傾向がみられ、事業主は、各被保険者に支給していた給与総支給額から算出される標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を届け出ている可能性が認められる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用

事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び顧問社会保険労務士に照会したところ、「社会保険関係の手続は社会保険労務士に依頼していた。」、「申立期間当時の資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答しているため、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年2月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について、昭和22年4月16日に脱退手当金285円が支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に対して脱退手当金を支給したことが記録されており、支給月数等の記載内容に誤りは認められないほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和22年4月16日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から28年5月1日まで

厚生年金の受給資格は加入期間が20年以上と思い込み、国民年金の受給申請時には厚生年金保険の被保険者期間については何らの申請もしなかったが、今回、ねんきん特別便で初めて国民年金と通算できることを知り、社会保険事務所に申し出た。

ところが、同事務所から、A社（現在は、B社）C支店に勤務していた厚生年金保険の加入期間については昭和29年12月13日に脱退手当金が支払済みとの連絡があり、意外だった。脱退手当金を受領した記憶も、受給手続をした記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に対して脱退手当金を支給したことが記録されており、支給月数等の記載内容に誤りは認められないほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いと認められるなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人がA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和28年5月1日の前後に退職し、かつ2年以上の被保険者期間を有する女性の同僚のうち厚生年金保険被保険者記録が確認できた13人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、10人（申立人と同じ昭和28年に厚生年金保険被保険者資格を喪失した二人を含む。）が脱退手当金の支給決定を受けていることが確認できる上、同僚からは、「申立人が辞めるころは国民年金も無かったので、短い期間で辞める人や結婚することを理由に辞める人は、会社が本人にどこまで意思を確認していたかどうかまでは分からないが、会社が手続し、ほとんどの人が脱退手当金をもらっていたと思う。」との供述が得られて

おり、当時、事業所による代理請求や制度説明が行われていた可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であることから、結婚を機に退職した後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1238 (事案 230 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月から同年7月1日まで
② 昭和36年10月1日から同年11月30日まで
③ 昭和44年5月1日から46年3月31日まで
④ 昭和47年5月1日から同年9月11日まで
⑤ 昭和56年4月1日から57年12月31日まで
⑥ 昭和57年4月1日から同年9月30日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①から⑥までの被保険者記録が無かった。

申立期間には、いずれの申立事業所にも勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、申立期間①(A社)及び②(B社)については厚生年金保険の適用事業所となった以前の期間であること、申立期間③(C社)については勤務条件等、申立期間④(D社)については当時の事業主や同僚等の連絡先が不明であり供述が得られないこと、申立期間⑤(E社)については当該事業所が保管する社会保険加入者名簿に被保険者記録が無いこと、申立期間⑥(F社)については当該事業所が保管する厚生年金保険料徴収台帳及び事業主の供述などを理由に年金記録の訂正が認められなかった。

昔のことなので厚生年金保険料控除の事実について証明する書類は所持していないが、給与から保険料を控除していたのは間違いないので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以前の期間であるとして、申立期間③に係る申立てに

については、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 10 月 6 日は申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以前の期間であること、及び申立人の当該事業所における勤務条件が週 30 時間未満であり、被保険者資格の要件を満たしていなかったこと、申立期間④に係る申立てについては、申立事業所が既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び同僚から供述を得られないこと、申立期間⑤に係る申立てについては、申立事業所とは別の事業所の厚生年金保険被保険者期間と重複していること、及び当該事業所が保管する社会保険加入者名簿では申立人の被保険者記録は確認できないこと、申立期間⑥に係る申立てについては、申立事業所が保管する厚生年金保険料徴収台帳及び登録原簿では、申立人は 57 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していること等から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立人は、申立期間①、②、④、⑤及び⑥については、厚生年金保険料を給与から控除されていたのは間違いないので、それぞれの申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は厚生年金保険被保険者原票を再調査してほしいとして再申立てをしている。

このため、それぞれの申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は厚生年金保険被保険者原票において再確認したところ、申立人の申立期間①、②、④及び⑥に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と社会保険庁のオンライン記録とは一致しているとともに、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間④、⑤及び⑥については、公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できなかった。

- 3 申立期間③については、申立人は、当時の勤務条件は週 30 時間未満ではなく 36 時間が正当であると供述を訂正しており、当該期間当時、申立事業所に勤務していた従業員数は 10 人ぐらい在籍していたはずであり、同僚等に確認してほしいとして再申立てをしている。

このため、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において昭和 45 年 10 月 7 日から 46 年 8 月 1 日までの期間に被保険者資格が確認できる申立人と同性の同僚に照会したところ、「申立人と思われる者が事務員として勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用状況については分からない。また、申立人が勤務した時期は、私が入社した昭和 45 年 10 月より後だったと記憶している。」と供述しており、44 年 5 月に当該事業所において勤務している可能性はうかがえない。

また、申立人は、当該事業所における勤務条件については午前 9 時から

午後3時までであったが、会計事務全般を担当していたことから、「午後3時に帰宅するためには午前8時30分に出勤し、昼休み時間を30分短縮して勤務していた。」と供述しており、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係書類は保存しておらず、申立ての事実を確認できないが、従業員の都合により勤務条件を変更した記憶は無い。」と回答している。

さらに、当該事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票は見当たらない上、申立期間において、公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録も確認できない。

- 4 そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から25年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B出張所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真、並びに当時のA社B出張所の従業員及び業務内容に関する申立人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和21年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間においては適用事業所として確認することができない上、申立人が名前を挙げた申立期間当時の上司及び同僚についても被保険者記録は確認できない。

また、申立期間のうち、昭和22年4月から24年2月末日までにおいて唯一社会保険の適用が確認できるA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番がないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、A社C支店に月に一度は出張して会計業務を行っていたと供述しており、同社C支店は、申立期間内の昭和24年3月1日に社会保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立人が同社C支店に所属していた可能性がうかがわれ、社会保険事務所が保管する同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人及び21年9月30日

に同社B出張所において被保険者資格を喪失している者 15 人の被保険者記録は、一人を除き確認できない。

加えて、当該事業所の事業主に照会した結果、「申立人に係る関係書類等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同社C支店に勤務していた申立人の同僚二人に聴取したところ、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述しており、このほか供述を得られる申立人の同僚がいないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から同年 11 月まで
② 昭和 49 年 6 月から 53 年 5 月まで
③ 昭和 59 年 10 月ごろから 60 年 9 月ごろまで
④ 昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和 45 年 7 月から勤務していた A 社、49 年 6 月から勤務していた B 社、59 年 10 月ごろから勤務していた C 社、及び 61 年 11 月から勤務していた D 社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、A 社の後継企業である E 社において、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 12 月 1 日に、申立人も同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 45 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない。

また、当時の事業主は病状が重く供述が得られない上、申立人は同僚の名前について記憶が無く、同僚から供述を得ることができないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人が名前を挙げるB社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚の供述及び同僚の勤務時期に関する申立人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は死亡している上、申立人の同僚からも当該期間における厚生年金保険の適用状況に関する有力な供述は得られず、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

3 申立期間③については、申立人はF市において事業活動を行っていたC社に勤務していたと主張しているものの、社会保険事務所の記録によると、C社については厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の名前についての記憶が無く、事業主及び同僚から供述を得ることができないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

4 申立期間④については、公共職業安定所の記録によれば、申立人は、D社において、雇用保険の被保険者であったことが確認できることから、当該期間において同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年10月1日であり、当該期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことの記録は確認できない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立人は同僚の名前について記憶が無く、同僚から供述を得ることができないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

5 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

福岡厚生年金 事案 1241

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から7年1月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間中に支払われていた給与に対して控除されている厚生年金保険料額が低いことに気付いた。私の見解では、給与を低く書き換えることで会社は保険料の負担分が減り、社会保険事務所は収納率が上がるといった一連の改ざんが行われたものと思うので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が提出した給料支払明細書に記載されている給与月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額を比較すると、当該給与月額が上回っていることは確認できるものの、当該給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額（平成2年2月1日から5年10月1日までは34万円、同年10月1日から7年1月1日までは36万円）と、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額は一致している上、不自然な記録の訂正が行われた形跡はうかがえず、事業主は、申立期間について、申立人の給与から社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立事業所は平成9年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないため供述を得ることができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1242

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 1 日から平成元年 9 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社で働いていた期間の加入記録が確認できなかった旨の回答を得た。厚生年金保険料控除の事実を証明する書類は無いが、勤務していたころの名刺を所持しており、在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る名刺及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、B市役所の記録により、申立人は、申立期間の一部である昭和 61 年 8 月 23 日から 62 年 11 月 1 日までの期間に同市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録も確認できない上、社会保険事務所の記録では、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先が不明で供述を得られず、連絡先の判明した同僚 4 人からも厚生年金保険料控除の事実に係る具体的な供述を得られないため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 3 日から 35 年 11 月 28 日まで
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 7 月 4 日まで

昭和 56 年に社会保険事務所に年金相談に行った際、勤務していたA社及びB社C事業所のいずれも厚生年金保険被保険者期間として記載され、脱退手当金の支給の有無の欄がペンで消してある厚生年金保険被保険者期間調書をもらっていたのに、裁定請求した際には、脱退手当金支給済みということで認めてもらえなかった。脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、脱退手当金を受給したとされる日にはD市に転居しており、親族で代理受給した者もないことから受給はあり得ないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した社会保険事務所作成の厚生年金保険被保険者期間調書によれば、備考欄の脱退手当金の支給記録欄に取消線が記載されており、脱退手当金の支給が無いと思わせる内容であるものの、平成 18 年 4 月 17 日付けで社会保険事務所長名の「確認の不徹底により、当該調書の脱退手当金に関する記載は誤りであった。」旨の説明文書が申立人に送付されている。

また、社会保険事務所が保管するB社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録が記載されているページ及びその前後計 53 ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たす女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後 2 年以内に資格喪失している申立人を含む 40 人の脱退手当金支給記録を確認したところ、28 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 27 人が 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた二人の同僚は、それぞれ「会社が脱退手当

金の請求手続を代行し、最後の給与と一緒に脱退手当金の支給を受けた。」、
「退職時に会社から脱退手当金に関する説明があった。」と供述していること
や、同事業所からは、「退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた。」との回答を得ていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社及びB社C事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、いずれも脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年11月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 7 月まで

A社の本社を含め各営業所に勤務していた。給与計算、厚生年金保険への加入手続等の事務処理は同社本社がすべて行っており、同社B営業所に勤務していた時の厚生年金保険加入記録だけが無いのは考えられない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、同一会社における継続勤務の期間であると主張しており、申立人が申立期間前後の期間においてA社C営業所で厚生年金保険の被保険者となっていること、及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社B営業所に勤務していたことを推認できる。

しかしながら、申立期間について、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録が確認できないとともに、社会保険事務所の記録によれば、A社B営業所が申立期間において適用事業所であった記録は確認できず、同事業所が独立し、別法人として登記されたD市を本社とするE社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 6 月 1 日であり、適用事業所になった日に被保険者資格を取得した者は、いずれも取得前の期間は、申立期間も含め被保険者記録は確認できない。

また、A社及び系列のE社で転勤を伴う勤務をした同僚に事情を聴取したところ、転勤先の事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかったために、厚生年金保険の未加入期間がある者が少なからず存在していることが確認できることから、一部の事業所では、厚生年金保険の適用事業所としての届出をしておらず、当該事業所に勤務していた従業員について、厚生年金保険を適用（加入）していなかった可能性がうかがえるとともに、適用事業所でない事業所に

勤務している従業員で国民年金に加入している者も確認できる。

さらに、A社は、同社本社及びD市に本社のあるE社は、いずれも当時の関連資料を保管しておらず、「営業所は独立採算制であったため、事情は不明である。」と回答しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から32年9月ごろまで
当時、A社の社長だったB氏の紹介により、同社C支店へ正社員として入社した。入社後は百貨店建設工事、水門建設工事、ダム建設工事等に従事した。

A社における厚生年金保険の加入記録は5か月しかないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する工事現場での3枚の記念写真、申立人及び同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していた可能性はうかがえる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る資格喪失年月日欄には「28-11-1」と記載されていることが確認できる。

また、申立人及び同僚の供述から、社会保険事務所が保管するA社C支店作業所及び同社D出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立人及び同僚の供述から、E社会保険事務所及びF社会保険事務所管轄内のA社に関する厚生年金保険の適用事業所としての記録を調べたが、同社に係る記録は見当たらない。

加えて、A社本社の管理職にあった元社員は、「A社で働いた者の中に、厚生年金保険の加入記録が途中で切れている者が沢山いることを聞いている。それは、当時は現場事務所等を異動する時に異動前と異動後で社会保険の手続をしていたが、その届出が遅れたり忘れてしまったりしたことも原因の一つで

ある。」と供述している。

また、A社本社及び同社C支店は、「申立期間に係る申立人について、給与の支払い及び厚生年金保険料の源泉控除も根拠となる資料等が無いので不明である。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。